

特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業
重度訪問介護従業者養成研修
基礎課程・追加課程（通学形式）

①目的

広範多岐にわたる福祉のニーズに対応した居宅介護を提供するために、必要な知識・技能を有する居宅介護従業者を養成するため、厚生労働省の定める居宅介護従業者養成研修に基づく、東京都居宅介護従業者養成研修として東京都知事の指定を受け、「東京都居宅介護従業者養成研修（重度訪問介護従業者養成研修 基礎・追加課程 通学形式）」を実施します。

②開催期間

第 1 回 平成31年 5月27日、28日、31日開催
第 2 回 平成31年 6月24日、25日、28日開催
第 3 回 平成31年 7月22日、23日、26日開催
第 4 回 平成31年 8月26日、27日、30日開催
第 5 回 平成31年 9月 9日、10日、13日開催
第 6 回 平成31年10月28日、29日、11月1日開催
第 7 回 平成31年11月25日、26日、29日開催
第 8 回 平成31年12月23日、24日、27日開催
第 9 回 平成32年 1月27日、28日、31日開催
第10回 平成32年 2月24日、25日、28日開催
第11回 平成32年 3月23日、24日、27日開催

③開催会場
(講義及び演習)

特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク
多目的室
東京都町田市原町田2-22-26 プリモ・レガーロ町田1F

④内 容

重度訪問介護従業者養成研修
基礎課程・追加課程

⑤受講料

当法人にヘルパー登録されている方
無料

その他の方

20,000円(内訳：基礎研修課程及び追加研修課程を受講、
受講料19,500円・テキスト代500円)金額はすべて税込
※受講料は、受講決定後にお支払いいただきます。受講料は途中から講義を欠席しても返却致しません。

⑥受講資格

障害者の福祉に熱意と情熱を持ち、原則として当法人にて介護の職に従事しようとする方。または当法人がみとめた方。

⑦定 員

各回12名

⑧研修終了の認定

指定した研修カリキュラムをすべて受講した方を修了者として認定致します。修了者には修了証明書を発行します。

⑨受講申し込み方法

各回とも開催初日の10日前から受付を開始します。
町田ヒューマンネットワーク宛(TEL042-724-8599 担当大井)に電話をするか、口頭でその旨をお伝えください。

※本人確認のため、受講者は研修初日に健康保険証もしくは、運転免許証等を提示していただきます。

応募者多数の場合は、定員に達し次第締め切らせていただきます。